



第29回

「二〇一七年度大綱、決定！」

■中小企業減税に所得制限・類似業種比準価額も見直し

自民党・公明党の与党は12月8日、二〇一七年度税制改正大綱を決定しました。

中小法人課税については二〇一五年度大綱で、資本金一億円以下を中小法人として一律に扱うことの妥当性について検討することを示した後、二〇一六年度大綱で、資本金以外の指標を組み合わせる等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討すると一歩踏み込んでいました。

今回、中小法人課税にメスが入り、軽減税率の特例など措置法の中小企業優遇税制について、所得基準が要件として追加されました。その一方で、中小企業

投資促進税制の上乗せ措置は対象設備の範囲の拡大策が盛り込まれた上で単独の制度として創設、所得拡大促進税制では税額控除率が引き上げられるなど政策税制が拡充されています。

資産課税関係では、広大地の評価方法の見直し、取引相場のない株式評価に係る株式保有特定会社の要件の見直しなどに加えて、類似業種比準価額方式について改正されることになりました。

国際課税では外国子会社合算税制について、適用対象法人のトリガー税率の廃止や、ペーパーカンパニーの所得を原則会社単位で合算するなど大幅な改正となりました。

■中小企業経営強化税制の創設
法人税・所得税・
法人住民税・事業税

①中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押しすることを目的としています。

②従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組されます。

適用期限は2年間で、従来の工業会等の証明に加え、経営強化法の認定を必要とする為、計画の作成が必要となります。

(税理士 光廣 昌史)

改正概要

中小企業経営強化税制の創設

【適用期間：2019年3月31日迄】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具・備品 (30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備 (60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア (70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※ ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除 (資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備 (生産等設備) が対象。

例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / http://www.office-m.co.jp/



第123回 DEPSセミナー

テーマ『平成29年度 税制改正について』

平成28年12月に与党税制改正大綱が発表されました。配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、競争力強化のための研究開発税制の見直し、設備投資促進税制の創設などのほか、相続税等の財産評価の適正化や事業承継税制の見直しなどが盛り込まれました。本セミナーでは、その改正内容を詳しく解説する予定です。皆様ふるってご参加下さい。

◆日時 平成29年2月22日(水) 13:30~16:30 ◆参加費 一人様2,000円(税込)(DEPS会員無料)
◆講師 税理士 光廣 昌史・税理士 中山 昌実(DEPSパートナー) ◆定員 20名
◆会場 広島城南リバーサイドBLD. 12階会議室 ◆お問合せ 株式会社 DEPS
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 TEL.082-296-5080